45歳の節目 人間ドック受診補助について

町では、壮年者の健康管理をうながすため、各個人が受診する人間ドックの個人負担金補助制度を設けています。この機会にご自分の健康状況を把握し、年に一度は健診を受ける習慣にしましょう。

壮年者人間ドック受診対象者

平成15年度中に45歳になられる方です。（昭和33年4月1日～昭和34年3月31日生まれ）

ドックの受診期間は平成15年4月1日～平成16年3月31日までの間

壮年者人間ドック受診方法

人間ドックを受診しようとする方は、ご自分が加入している健康保険組合等に問い合わせ、その健康保険で助成対象としている人間ドックを受診し、ドック受診料から健康保険組合等の助成金を引いた自己負担分を町から補助します。

（例）

5万9千850円（1泊2日の人間ドック料）から4万1千895円（加入健康保険補助金）をひいた1万7千955円（自己負担金）を町で補助します。

補助対象の壮年者人間ドックの種類

日帰り及び1泊2日の基本人間ドック受診料に対して補助します。

壮年者人間ドック補助金交付申請の方法

人間ドックを受診し、（例）のように、医療機関に一旦個人負担金を支払います。その領収書、保険証（写しでも可）、印鑑を持参し、補助金を振り込む金融機関の口座番号を調べて町保健センター内保健予防係窓口へおいでください。（後日指定口座に振り込みます。）

壮年者人間ドック受診の注意事項

受診者が加入している健康保険組合等の定められた方法によらず受診し、健康保険組合等から助成金の支払いが受けられなかった場合は、その助成金分は補助できません。

※不明な事項は、保健福祉課保健予防係までご相談ください。

（役場隣保健センター内）

☎62－9134（有）9134

健康ガイド

我が家は健康家族（健康標語）

家族みんなの明るい会話と楽しい食事

浜　宏　美さん（烏帽子）

4月の保健日程

（4月11日～5月10日）

◆ 健康診査・予防接種

事業名	対象	期日	時間	会場
4カ月児健診	平成14年12月生まれの人	4月21日(月)	午後1:10（集合）	保健センター
7カ月児健診	平成14年9月生まれの人	5月2日(金)	午後1:10（集合）	
10カ月児健診	平成14年6月生まれの人	5月2日(金)	午後1:45（集合）	
ポリオ予防接種	2回目　平成14年1月～6月生まれの人	4月17日(木)	午後1:15～1:45	
	今まで受けられなかった人	4月22日(火)	午後1:15～1:45	
日本脳炎	2回目　初回接種　平成11年4月～9月生まれの人	4月16日(水)	午後1:15～1:45	
	1回目　初回接種　平成11年10月～12年3月生まれの人	4月14日(月)	午後1:15～1:45	
	2回目	4月24日(木)	午後1:15～1:45	

◆ 相談・教室

事業名	対象	期日	受付（時間）	会場
母乳相談	（要予約）	4月21日(月)	午後1:00～2:30	保健センター
母親学級	妊婦とその家族	4月17日(木)	午後7:15～7:25	
		4月21日(月)	午後1:10～1:20	
		5月8日(木)	午後1:10～1:20	

〔お問い合わせ先〕
保健福祉課保健予防係
電話　62－9134
有線　9134

麻しん（はしか）、風しんの予防接種のお知らせ

平成15年4月から、乳幼児の麻しん（はしか）の予防接種は、諏訪の6市町村の（富士見町、原村、茅野市、諏訪市、下諏訪町、岡谷市）の指定された医療機関なら、どこでも受けられるようになりました。

▽接種時期

生後12か月から90か月の間に1回（なるべく生後12か月から24ヶ月までの間に1回）

▽接種方法

個別接種（諏訪の6市町村の指定された医療期間）電話で必ず医療機関に予約をしてから接種を受けて下さい。

また、平成15年4月から、風しんの予防接種は町内の指定医療機関で、個別に接種をしていただくことになりました。

▽接種時期

生後12か月から90か月の間に1回（なるべく生後12か月から36か月までの間に1回）

▽接種方法

個別接種（町内の指定医療機関）電話で必ず医療機関に予約をしてから接種を受けて下さい。

＊対象者には随時個別に通知をします。詳しくは通知をご覧下さい。

＊平成15年度は保健予防係から通知が来てから接種を受けて下さい。

＊不明な点は保健福祉課保健予防係（☎62－9134（有）9134）にご連絡下さい。

ご存知ですか　児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

21世紀を担う子供たちの健全育成は社会全体の願いです。児童手当などの制度は、この子供たちが安心して生活でき、また養育者の負担を軽減するために設けられている制度です。

児童手当

児童手当は、子供を養育している人の生活の安定と次世代を担う子供の健全育成や資質の向上を目的に支給されるものです。

児童手当が支給されるのは、就学前の子供を養育している養育者で、養育者の前年の所得が一定額未満の人です。児童手当の月額は第一子5千円、第二子5千円、第三子以降1万円になります。

児童扶養手当

児童扶養手当は、両親の離婚、父の死亡、遺棄、拘禁などにより、父親と生計を同じくしていない母子家庭（父親が重度の障害者である場合も含む）、母が婚姻（事実婚も含む）によらないで懐胎した児童がいる世帯などの、生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

対象となるのは、18歳未満の児童です。（心身に障害がある児童については20歳未満）

なお、次の場合は支給されません。

①児童及び受給者が日本国内に住所がないとき。

②児童及び受給者が公的年金給付を受けることができるとき。

③児童が父に支給される年金額の加算対象になったとき。

④児童が里親に委託されているとき。

⑤手当の支給要件に該当することになった日から5年を経過した場合。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護・養育する父、または母もしくは養育者に支給されます。

なお、次の場合は支給されません。

①児童及び受給者が日本国内に住所がないとき。

②児童が障害を支給条件とする年金を受給しているとき。

申請手続きについて

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受ける資格があると思われる人で、まだ受けていない人は申請を行なってください。

なお、これらの手当は認定請求を行なわないと支給されませんのでご注意ください。

※詳細はお問い合わせください。

申請・お問い合わせは
保健福祉課児童係
☎62－9132（有）9132

第3子以降は町児童手当を支給

町では、少子化対策や子育て支援を目的として、町独自で町児童手当を支給しています。

▼支給対象者

富士見町に1年以上住所があり、生計をともにする第3子以降の児童を養育する保護者。

支給期間は対象のお子さんが義務教育終了（中学校卒業）まで

▼支給金額

対象の児童1人につき　年額2万円

▼支給時期

毎年5月1日を基準日として受給資格の決定を行い支給する。

▼申請方法

対象となる保護者は保健福祉課児童係に申請書を提出してください。なお1回の申請で義務教育終了まで再度申請する必要はありません。

対象になると思われる保護者の方は保健福祉課児童係までお問い合わせください。

国民年金

国民年金の納め方いろいろ

前納制度

保険料をあらかじめ1年分または6ヶ月分まとめて納めることによって割り引かれる制度です。1年前納した場合と6ヶ月前納した場合は次のとおりです。

1年前納（毎年4月に納付）
毎月納めた場合…15万9千600円
前納の場合…15万6千770円（2千830円割引）

6ヶ月前納（毎年4・10月に納付）
毎月納めた場合…7万9千800円
前納の場合…7万9千150円（650円割引）

希望される方は、毎年4月上旬に社会保険庁（社会保険事務所）から送られる「国民年金保険料納付案内書」に前納用の納付書が添付されていますのでご利用ください。

免除制度

現在、経済的な理由などによって保険料が納められないときに、申請して認められた場合に保険料が免除される制度です。免除期間の保険料は10年以内であれば後から納めることも出来ます。詳細は国保年金係までお問い合わせください。

※学生の皆さんには、「学生納付特例制度」があります。学生も20歳になると、国民年金への加入と保険料納付が法律により義務づけられています。とはいえ、収入のない学生が保険料を納めることは困難です。この制度を活用して、社会人になってから後払いする制度です。（毎年の申請が必要です。）

申請・お問い合わせは
住民課国保年金係
☎62－9111（有）9111